

明石市オープンカウンター方式実施試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市契約規則（平成5年3月10日規則第10号）の規定に基づき財務室契約担当が行う物品（印刷製本を含む）（以下「物品等」という。）の購入の契約手続において、オープンカウンター方式による見積合せの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、オープンカウンター方式による見積合せとは、物品等の購入に係る随意契約において見積書徴取の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者と契約を締結する方式をいう。

(対象)

第3条 オープンカウンター方式の対象となる物品等は、規則第19条第1項第2号に規定する限度額以下で、財務室契約担当が発注する案件のうち、品目、規格及び対象業者数等を考慮して決定するものとする。

(参加者の資格)

第4条 オープンカウンター方式に参加できる者は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を満たす者とする。

- (1) 明石市競争入札等参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、案件公開日から見積合せ日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (6) 参加しようとする案件の履行に必要な法令等に基づく許可、資格等を備えている者であること。
- (7) 明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱(平成27年3月31日制定)別表各号に該当しないこと。

2 前項に定めるもののほか、対象案件ごとに必要な参加資格要件を定めることができる。

3 前項の規定により、参加者の所在地を参加資格要件（地域要件）とする場合は、明石市競争入札等参加資格者名簿における登録の所在地によるものとし、その区分及び定義は次のとおりとする。

- (1) 市内業者・・・明石市内の本店で登録している者
- (2) 準市内業者・・・明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
- (3) 県内業者・・・兵庫県内の本店で登録をしている者（県内本店業者）
兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（県内支店・営業所等登録業者）
- (4) 大阪府内業者・・・大阪府内の本店で登録をしている者（大阪本店業者）
大阪府内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（大阪府支店・営業所等登録業者）

(5) その他・・・上記のいずれにも該当しない者

(契約約款の合意)

第5条 参加者は、契約書の作成又は請書の提出の有無にかかわらず、次に記載の契約約款に合意のうえ、見積合わせに参加するものとする。

(1) 明石市物品売買契約約款並びに明石市上下水道局物品売買契約約款

(2) 明石市物品単価契約約款並びに明石市上下水道局物品単価契約約款

(実施方法)

第6条 オープンカウンター方式による見積合せは、原則として物品・サービス電子入札システムを用いて実施する。なお、物品・サービス電子入札システムの詳細及び操作等については明石市物品・サービス電子入札運用基準及び物品・サービスシステム操作マニュアル等の定めによるものとする。

2 物品・サービス電子入札システムに生じた障害、天災、広域的停電等のために物品・サービス電子入札システムを使用することができないときは、入札方法を電子方式から紙方式へ変更することがある。

(対象案件の公開)

第7条 オープンカウンター方式により見積合せを行う案件は、本市ホームページ入札コーナー及び入札情報サービスにて公開する。

(質問の登録等)

第8条 オープンカウンター方式に参加しようとする者は、仕様書等に関して質問をすることができる。

2 質問は、案件ごとに定めた質問期限までに、入札情報サービスに質問内容を登録しなければならない。

3 前項の規定により登録された質問への回答は、案件ごとに定める期限までに、入札情報サービスの入札公告詳細画面に回答書を添付し公開する。

(同等品での見積り)

第9条 仕様書で同等品による見積もりを可能としている場合、同等品の承認を得ていない参加者の見積りは無効とする。

2 同等品の承認を得る方法は、仕様書の定めによるものとする。

(見積書の提出)

第10条 オープンカウンター方式に参加しようとする者は、案件ごとに定める期日までに、物品・サービス電子入札システムにより見積書を提出しなければならない。

2 参加者側のシステム障害等により、期日までに見積書を提出できない場合の取り扱いについては、明石市物品・サービス電子入札運用基準の紙入札に準じるものとする。

3 提出した見積書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

4 見積書の提出に要する全ての費用は見積者の負担とし、明石市に請求することはできない。

(見積書の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

(1) 所定の日時を過ぎて財務室契約担当に到着した見積書

- (2) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (3) 同一案件について2通以上した見積書
- (4) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積書
- (5) 同等品の承認を得ていない物品で見積もった見積書
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反した見積書

2 紙による見積書の提出の場合、前項各号及び次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 事前に市の承諾を得ずに提出された見積書
- (2) 見積金額を訂正した見積書
- (3) 誤字、脱字、記載漏れ等により意思表示が不明瞭である見積書
- (4) 見積者の記名及び押印のない見積書

(契約の相手方の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方とする。ただし、最低の価格で見積りした者であっても、前条各号に該当し又は参加資格要件を満たしていない若しくは同等品による見積もりを可能としている場合において、同等品の承認を得ずにした見積りは無効とし、次順位の見積りを順次審査し有効と認めた場合は契約の相手方として決定する。

- 2 前項の場合において、最低の価格で見積りした者が2者以上あるときは、電子くじによって契約の相手方を決定する。電子くじについては、明石市物品・サービス電子入札運用基準の定めによる。
- 3 オープンカウンター方式の実施により、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な見積書を提出した者がいないときは、再度見積合せを行うことができる。再度見積合せの実施日は初度と同一日とし、その実施時間についてはあらかじめ電話等で通知するものとする。ただし、再度見積合せに参加できる者は、初度の見積り合せに参加した者とし、初度の見積合せにて失格となった者は再度見積合せに参加できない。
- 4 前項の規定により再度見積合せを実施しても、なお予定価格の制限の範囲内の価格で有効な見積書を提出した者がいないときはオープンカウンター方式の見積合せを終了する。
- 5 前項の規定によりオープンカウンター方式の見積合せを終了したときは、予定価格を超える金額で最低の価格を提示した者と価格の交渉を行うことができる。
- 6 オープンカウンター方式の見積結果については、見積参加者全者に電子入札システムにより見積結果通知書を発行して通知する。
- 7 前項の規定にかかわらず、決定から契約を締結するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合又はオープンカウンター方式に関する条件に違反していることが判明した場合は、決定を取り消す場合がある。

(結果の公表)

第13条 オープンカウンター方式の結果については、契約の相手方の決定後速やかに入札情報サービスに公表するものとする。

(その他)

第14条

- (1) 市が追加資料の提出を求める場合は、これに従うこと。提出できない場合は無効となる場合がある。
- (2) この試行要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本試行要領、仕様書等についての不知を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない等不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置

を行うことがある。

この試行要領は2024年（令和6年）8月1日から施行する。

この試行要領は2025年（令和7年）4月1日から施行する。